

平成20年度6月期福岡家庭裁判所委員会議事録

- 1 開催日時 平成20年6月9日(月)午後1時00分
- 2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室
- 3 組織委員数 15人
- 4 委員の出欠

■ 学識経験者

井手俊作(西日本新聞社論説委員会委員)(欠), 植木とみ子(福岡市総合図書館長)(出), 日下部隆(福岡矯正管区第三部長)(出), レビン小林久子(九大法学部法学研究院教授)(出), 大野敏久(福岡県警察本部生活安全部長)(出), 野口郁子(元福岡市男女共同参画推進センター館長)(出), 藤江美保(成年後見センター・リーガルサポート福岡支部副支部長)(出), 長谷川浩二(福岡県精神科病院協会理事)(出), 川畑耕平(福岡家事調停協会会長)(欠)

■ 弁護士

石田光史(欠), 松浦恭子(出)

■ 検察官

戸谷博子(出)

■ 裁判官

濱崎 裕(委員長)(出), 坂主 勉(出), 有吉一郎(出)

■ オブ(説明担当裁判官及び職員)

鈴木浩美(福岡地方裁判所第1刑事部長), 吉村哲郎(事務局長), 西野雅生(首席家裁調査官), 中川宏一郎(家事首席書記官), 池辺泰男(少年首席書記官), 中島隆介(総務課長), 赤桐一博(少年次席調査官) 宮本陽介(総括主任調査官調査官), 松尾裕紀子(家裁調査官), 簗田直美(主任書記官)

5 議事の経過及び結果

1 議事の経過

- (1) 開会（委員長あいさつ，新任家裁委員あいさつ）
 - (2) 第1部「裁判員制度の実施に向けた準備状況について」
 - ア 説明
 - イ 意見交換
 - (3) 第2部「模擬少年審判」
 - ア 説明
 - イ 少年審判廷において模擬少年審判
 - イ 意見交換
 - (4) 次回期日及びテーマについて
- 2 議事の結果（概要）
- 別紙のとおり

(別紙)

(1) 第1部「裁判員制度の実施に向けた準備状況について」

委員：裁判員裁判について、県内では福岡地裁と福岡地裁小倉支部で実施されると聞いている。そうすると、大牟田市在住の方が裁判員に選任される場合は福岡地裁に呼び出されることになるのか。

裁判所：大牟田市在住の方については、福岡地裁で手続きを行うことになる。福岡地裁小倉支部については、従来の小倉支部の管轄区域のほか、福岡地裁行橋支部の管轄の方を取り扱うことになる。

なお、福岡地裁行橋支部以外の支部については、福岡地裁で取り扱うことになる。

福岡地裁本庁で裁判員候補者100人を選ぶ場合、裁判員候補者に選ばれるのは、資料によると317人に1人の確率で、これは全国的には9番目ということである。

裁判所：裁判員制度の実施に向けての取り組みは、法曹三者で行っているところであるが、検察庁としてはどのように取り組まれているか。

委員長：検察庁の取り組みについて、裁判員制度の広報をいろいろ行っている。法曹三者で模擬裁判を行うほか、草の根広報として、対象者が10人でも100人でも説明会の依頼があれば、出向いている。家裁委員会の皆さんの周りの方でも依頼があれば検察庁の職員が伺う。

委員：裁判員の選任について、過去5年以内に裁判員を経験していれば、辞退することは可能ということであるが、この経験とはどういう内容を指すのか。

裁判所：過去5年以内に裁判員を務めたことや、過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったこと等である。

しかしながら、辞退することを裁判所に申し出ていただく必要がある。

委員：裁判員制度が実施されて、裁判員がどの程度発言できると考えておられるか。

裁判所：もちろん、裁判について、分からないことはどんどん質問してほしい。評議については、それぞれ参加される方々の経験を通して、裁判の事実認定に当たっていただければと思ってる。

なお、裁判所としては、裁判員の方々が考えやすいように、各事件の問題点を細かく分けて、発言しやすく、かつ、判断をしやすいような工夫をしていきたいと考えている。

委員：学校などにおいては、モンスターペアレンツに代表されるように、自分のことばかり主張する人がいる一方、自分の考えを主張することが苦手な人がいる。このように主張しない人が、評議において発言がないまま終わってしまうことはないのか。

裁判所：裁判所が実施した裁判員制度模擬裁判においても、確かに、積極的に発言をされない方はいる。

しかしながら、このような方々にも、意見を述べる機会を設け、評議を進めるのが、裁判所の役割だと考えている。

裁判所：現在裁判所で行った裁判員制度模擬裁判については、主として、裁判員制度に問題意識を持っている団体を対象に行ってきたため、比較的積極的に発言されることが多かった。

しかし、御意見をいただいたように、様々な方々に対応できるよう今後更に検証を進めていく必要があると考えている。

委員：弁護士会では、中学校で裁判員制度模擬裁判を実施した。

評議を行う際、論点がはっきりしていれば、中学生でも議論がしっかり行えている。

また、私の依頼者には、家庭裁判所に大変親切にしてもらったので裁判員の候補者になった場合には、協力したいという人もいます。

委員：裁判員制度が来年の5月導入されるが、一般人はどの程度理解しているのか。

また、裁判員制度が導入されるに当たって、今まで判決に至るまで、長くかかっていた事件が、早期に解決できるか疑問である。

裁判所：制度について、議論があることは承知しているが、今後見直しを行うことも含め、この制度が円滑に実施できるよう努力していきたい。

なお、一般の方々の理解を深めてもらうために広報活動を行っているほか、出前講義といった地道な活動を行っているところであるが、裁判員制度が始まる以上は、実施して良かったと言えるものになりたい。

委員：日本全国の中でも、福岡地家裁委員会の活動は活発であると聞いている。また、裁判員制度についてのいろいろなシンポジウムや出前講義等も全国的なレベルから見ても評価できるそうである。

しかしながら、主婦の立場からすると、死刑等量刑の重い事案について、判断することは、他人の人生を左右するものであり、気が重いし、大変な不安がある。

どのように裁判員制度が進んでいくのか、素人にはわからないが、具体的に走り出して初めて、自分たちも専門家に混じって評議等で発言することができるという確信が持て、不安も解消するのではないか。

裁判員制度がよりよく進むよう、裁判所も広報活動などを積極的に頑張っていただきたい。

裁判所：皆さんの御意見を踏まえ、裁判員制度を実施して良かったと思え

るものにしていきたい。

(2) 第2部「模擬少年審判」

委員：この模擬少年審判の設定においては、両親そろって審判に出頭されていたが、両親そろって審判に出てこない時など、付添人はどのようなやりとりを両親とされているのか。

委員：はじめに、この模擬少年審判は実際の審判の雰囲気がとても出ており、大変良かったと思う。

付添人の役割について、両親が出頭する場合でも、出頭しない場合でも、審判が始まるまでに、少年や両親と面談し、審判に向けての準備を行い、少年と両親の関係調整を行うなどしている。

裁判所：実際の審判においては、両親がそろって出頭することはまれである。

委員：少年審判において、両親が出頭する事案と片方の親だけが出頭する事案はどのような割合であるか。

裁判所：片方の親だけ出頭するのがほとんどである。

委員：少年が、裁判所の手続きを経たり、あるいは、鑑別所に入ること
で、少年を取り巻く状況は改善されているのか。

裁判所：少年が鑑別所に入ると、ほとんどの保護者はショックを受けるため、疎遠になっていた保護者が少年に面会しに鑑別所に行ったり、審判に出頭するというケースも出てくる。

また、先ほどもあったように、付添人の活動によって、保護者の役割を自覚し、片方の親だけでも審判に出頭する場合もある。

さらに、どうしても両親が出頭出来ない場合、付添人とは別に福岡少年友の会という組織の会員が親代わりとなり、弁護士が付添人と協力して審判の際、面倒を見るという制度もある。

委員長：少年の保護者への措置がとれるよう少年法に明文化されているが

そのことについて説明されたい。

裁判所：少年の非行の背景には、その少年の家庭自体が問題を抱えている場合が多い。

このような事態に対応するため、平成12年の少年法の改正で明文を持って、裁判所が親にも働きかけることが可能になった。

これを受けて、例えば、親子のふれあいが少ない場合、それを開発するため、当庁では、親子が一緒になって合宿したり、清掃活動など様々な行事を通じて、触れ合いを持たせる取り組みを行っている。

この合宿等に参加するため、保護者には、仕事を休むという負担をかけることになるが、親子のふれあいの大切さを理解してもらうための教育的な働きかけになる。

また、親子が助け合い、話し合うきっかけ作りに役立っていると思う。

委員：今日の模擬少年審判の設定において決定された保護観察処分は、両親がそろって少年を受け入れる環境面を考慮したのか、あるいは、少年の非行の度合いや反省している姿勢を考慮して決定されたものか。

裁判所：審判における決定を行う際には、少年が自分の行った事件に対しどのように考え、また、更生しようとしているのか、親の受け入れ態勢が出来ているかどうか、つまり、保護者がいかに少年の更生に協力できるかを参考にして処遇を考える。

さらに、刑事事件であれば、裁判において犯罪事実が中心になるが、少年事件においては、犯罪事実のほか、少年を今後どう立ち直らせるかが審判の中心になる。

委員：今日初めて少年審判を見学したが、第一印象としては、いかめし

い印象を受けた。裁判官や書記官等が座る大きな机に囲まれた中に少年が1人で入っていくには、とても怖い感じがするのではないか。

この状況が少年や保護者に良い影響として働くのか、悪い影響として働くのか。地裁の刑事の法廷のように高いところから、裁判を行うのではなく、審判廷は、裁判官等の座る座席が低い位置に作られている点は工夫されていると思うが、やはり、威圧感は否めない。

裁判所：発言されたとおり、審判廷は刑事法廷に比べて和やかに審判が行われるよう配慮されているが、少年が暴れたりするおそれがあることを考慮し、また、更生を促すという意味においては、ある程度の厳格さは必要であると思われる。

委員：審判の席において、実際に少年が暴れ出す場合があるのか、また、家族が同席していて同様のことが起こりうる場合があるのか。

裁判所：審判の決定の内容によっては、暴れることがあるし、家族が同席していても同様である。

委員：審判に至るまでに、調査官の方々など裁判所は、少年と心を通わせるために、表に出てこない苦労があるのではないか。

裁判所：調査官については、少年が鑑別所に入っている場合、2回から多くて4回くらい面接を行う。最初はなかなか心が通じないが、じっくり本人の気持ちを聞いていくうちに、心を開いていくようになる。

それを踏まえ、今後の更生に向けて話を進め、審判で少年が発言が出来る状況に持っていけるよう努力している。

委員：付添人は、審判に向けて少年をどのように準備させていくのか、審判の中で少年が鑑別所の中で考え抜いた言葉を、どう引き出させるかを考えている。

また、親にも同様に審判に向けて調整している。

委員：被害者の意見陳述の機会はどのくらい利用されているのか。

裁判所：意見陳述の申し入れは、昨年3月以降本庁では8回あった。

書面による申し入れと調査官に対する申し入れが半々くらいであった。

(3) 次回期日及びテーマについて

委員長：次回期日については平成20年12月1日（月）1時10分開始とし、テーマは「裁判員裁判模擬評議」としたいがいかがか。

委員全員：異議なし。